

## 阿賀野市告示第143号

阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月16日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱（平成22年阿賀野市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては比較予定価格に10分の9」を「10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては比較予定価格に10分の9.2」に、「10分の7」を「10分の7.5」に改め、同号エ中「10分の5.5」を「10分の6.8」に改め、同項第2号中「10分の7」を「10分の7.5」に、「10分の9」を「10分の9.2」に改める。

第8条第1項第4号中「10分の4.5」を「10分の5.8」に改める。

## 附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。